

## 総 説

# フランス公的扶助と世俗化 —慈善救済から社会救済へ—

The public assistance systems in France and the secularization  
From charity relief to public assistance

丸岡 利則

**要約：**この総説のテーマは、フランスの慈善救済がキリスト教の「世俗化」によって、社会救済へと展開する過程を歴史的に概観することにある。それは、必然的に宗教的慈善の救済から社会（国家）救済へ向かう歴史的な系譜から確認できるだろう。

フランスにおける貧困に対する社会救済の歴史的な系譜は、アンシャン・レジーム期の宗教的慈善を中心とする公私の救済が始まりである。このような公私の救済（特に宗教的な救済）から社会救済へと向かう歴史的な変遷をたどるものである。

特に世俗化とは、宗教的慈善から脱却し、近代の社会救済に向かう過程のことであり、それをフランスで徐々に近代化に至る思想史の変遷と関連づける。それは「公的扶助」へと転換していく変遷と社会福祉の生成との関連である。

**Key Words：**世俗化、宗教的慈善、社会救済、公的扶助、フランスの社会福祉

### 1. はじめに

フランスでは「世俗化」(sécularisation)に至る歴史的な変遷は、「政教分離」(laïcité)の制度的発展過程<sup>1)</sup>とは鋭く切り離されている(Haarscher,G 1996:3-7)。しかし、この2つは次元が異なるがフランス社会を理解する上で重要な用語である。同様に世俗化との関連では、さらに次元を異にする「近代化」や「脱魔術化」も歴史的系譜のなかで民族のメンタリティの根幹にかかわる問題を内包している。本稿では、社会の発展段階で宗教が持っている求心的機能が低下していく過程を世俗化として直裁に捉えるのではなく、社会福祉の生成との関連を歴史的な変遷からたどるものである。

とりわけフランスにおける貧困に対する社会救済の系譜は、アンシャン・レジーム期の宗教的慈善を中心とする公私の救済が始まりである。本稿は、このような公私の救済（特に宗教的な救済）から社会救済へと向かう歴史的系譜における世俗化の過程を概観する。

世俗化の過程とは、宗教的慈善から脱却して社会救済に向かういくつかの象徴的な時期を社会福祉の生成と関連づけて確認することにある。しかし、「世界史の発展段階の中に近代化を位置づけてこれを理論化するという広大な課題に取り組んだ」(富永1998:18)M・ヴェーバーのような多面的な視点で捉えるのではない。いくつかの限定的な観点(行政、立法、社会思想史的背景)から、フランス独自の世俗化を中心に、「宗教的慈善」が主体となった「慈善救済」が徐々に「社会救済」に転換していく社会福祉の形成過程を論述する。

### 2. 世俗化と社会救済

#### (1) 世俗化の範囲と展開

フランスの社会救済の世俗化を検討する場合、世俗化の概念規定を始め、フランスの独自の近代化と世俗化の関連、宗教と社会との関係を歴史や文化のなかでの再検討、フランスの社会救済と公的扶助との関連を再度世俗化問題に置き直して明確にするというように整理すべき事項が挙げられるだろう。本稿では、以上の課題全体を解明するのではなく、以下の3つを構成要素として検討

2008年12月5日受付/2009年1月21日受理  
Toshinori MARUOKA  
関西福祉大学 社会福祉学部

するものである。

1つは、「歴史的系譜」である。フランスの公的扶助制度の歴史的発展について、起源から中世まで、中世末期からアンシャン・レジームまで、フランス革命から19世紀末まで、ベル・エポックから社会連帯思想まで、ラロック計画時代までという5つの段階を扱う。そしてその段階ごとに、フランス貧困救済（公私）の系譜を概観しながら、宗教的慈善と社会福祉との関連とそこから離脱する過程のいくつかを確認するものである。

しかし、それは「近代化」と言う大きな枠組みの中との関連（特にフランス革命前と後の歴史の変遷過程）、歴史におけるキリスト教を軸にした事件（教皇権、ルネサンス、宗教改革、啓蒙時代、カトリックとプロテスタントなど）との関連、世俗化の時期を社会福祉の専門家の出現、慈善思想の近代化、救済の社会化の実態（国家管理運営への移行）などについて、それぞれの分析の根拠や資料も含めて検討すべき課題は多い。しかし、本稿では、フランス貧困救済の系譜（公私）について、いくつかの象徴的な転換の時期（次章に示すが、例えば、行政の成立、立法、世俗化思想などが世俗化に向かう時点）に限定して概観する。

2つは、「世俗化」（*sécularisation*）の概念規定である。この世俗化という概念は、本来の宗教との関連で見ると、フランスでは世俗性（＝非宗教性、政教分離）（*laïcité*）と関連した（*laïc*）は、非聖職者信者の意味がある（Jean Baubérot 2000:3-5）。ここでは、世俗化をめぐる語彙の起源をたどる文献研究には言及しない。

また本稿では、世俗化を宗教社会学などが扱う「キリスト教の世俗化」の変遷を検討することは目的としない。それは後段に先行研究として提示するが、本稿が規定する世俗化とは、宗教的慈善の救済から社会（国家）の「救済」（公的扶助）への変遷を示している。決してキリスト教の「救済」の世俗化ではない。したがって本稿で使用する「救済」とは、単なる宗教的救済を求める意識の変遷（キリスト教への信仰が国家と切り離されること）ではなく、救済は救済でも宗教的活動として実施された「救済」（民間福祉）が宗教的慈善である。そしてそれが発展する「過程」（公的福祉へ発展）をテーマとしている。決して神への救済が近代に改革され宗教的権威が市民（国民）に取って代わる過程を扱うのではない。

3つは、「世俗化と社会福祉との関連」である。世俗化の歴史的な変遷は、フランス独自にあるのではなく、

どの国にせよ社会福祉の生成は宗教的慈善が担ってきたものである。本稿は、フランスの独自の世俗化の要点と社会福祉の生成がもっている社会福祉の歴史的な意義との関連を検討することにある（Rosanvallon,P 1995=2006:46）。

## （2）フランスの社会福祉概念

世俗化の構成要素を検討する前に、フランスの社会福祉と社会保障、社会扶助、公的扶助の概念を概観する。

フランスの「社会保障」（*sécurité sociale*）は、社会保険（老齢年金、疾病保険、家族給付）を示し、ここには「公的扶助」も「雇用（失業）保険」も含まれない。したがって日本と対比するための「社会保障」にあてはまるものは「社会保護」（*protection sociale*）である。

フランスの「社会福祉」は、「社会福祉」（*L'aide sociale*）というが（Thévenét1998:29）、テブネによれば「狭義」に考えられており、歴史的に「公的扶助」（*assistance publique*）に取って代わった「制度」（*l'institution*）を意図している（Thévenét1998:29）。つまり、「公的扶助」とは、フランスではすでに「死語」であり、別の意味である「公立病院」の総称とされている。また、「社会扶助」（*L'aide sociale*）は、貧困や公的扶助に「取って代わった制度」の用語であるが、これは現在、ハンディキャップを持った人への福祉サービスを意味する（都留2000:5）。

また、日本の「社会福祉」に当たる用語は、フランスで「社会福祉」を表現する場合には通常“*service sociale*”と包括した概念を用いる。そして、この概念は、狭義の具体的な社会福祉活動を“*action sociale*”と言うが、これと、そして、さらに「社会扶助」（*aide sociale*）も含んだ体系を意味する。

従って、国際会議での公用語は“*Service Sociale*”と表現する。なお、慣用的に一般的に「福祉」という場合、“*bienfaisance*”又は“*bien-être*”とも言う場合もあるが、前者は「慈善」「施し」という意味に通じ、後者は、「幸福、安寧」を意味するので、専門用語では使用しない。ただし、「福祉国家」という場合の「福祉」は“*bien-être*”であるが、直訳的に“*État du bien-être*”ではなくて“*État-providence*”と表現されている（飯原1997:27）。

本稿やタイトルで「公的扶助」という用語を用いたが、それは貧困救済が社会救済に変化する象徴として、公的扶助から社会扶助への語彙の変化の紛らわしさも含

め、それらを一言で表現したものである。意味としては、国家が個人への社会福祉を提供することを総称して用いている。

### 3. 世俗化と救済史観の変遷

#### (1) 世俗化の概念

キリスト教辞典によると「世俗化」(secularization)とは、「宗教的なものから世俗的なものへの移行を示す語だが、宗教社会学では、近代化とともに社会の中で宗教の影響力が弱まり、世俗的な思考や態度や勢力が強まっていくこと、すなわち『社会の世俗化』をさす語として用いられる」とある(島藺2002:131)。さらには、世俗化が明示的なテーマであった時期は、欧米の1950~60年代の宗教社会学であった。そこでは、宗教の影響下にあった政治・法・教育などがその支配を脱し、世俗的な原理に基づいて構成され、宗教は人の生死など、実存や観念世界の関わる狭い領域に限定されたものになると論じられた。しかし、70年代末頃から世俗化が「進行する」という考えは疑われるようになる。むしろ「再世俗化」(resacralization)が論じられるようになった。また、世俗化は他に、宗教自身が世俗的なものに積極的に関わったり、聖職者や教会がそうあるはずの聖性を弱めて世俗にまみれることも「世俗化」とも呼ばれる(島藺2002:131)。

このように「世俗化」という概念は、非常に膨大な先行研究が存在し、かつ多義的で多様に使用されてきた歴史がある。これに対応可能なものである『歴史的基本概念辞典』(全5巻1980)の世俗性・世俗化項目を中心に概念の定義を見てみよう。

「1つはSäkularisationと言う語は、修道会規則の概念であったが、やがて国教会法の概念であり、それにより教会の公権または教会財産を世俗の手に(適正あるいは不正に)移転されることが示されている。もう1つ、SäkularisationやSäkularisierungというのは、近代の非キリスト教化過程を表す歴史的ないし歴史哲学的概念である。後者は法律的規定の厳密な意味から逸れて、近代世界の動向を説明する概念となり、19と20世紀になってようやく概念として確定した。しかし、saeculum, saecularisから来た語であるsaecularisatioは、16世紀になって初めて用いられた証拠が認められる」(Conze,W. 1980:S.790)。

このように辞書の用語としての「世俗化」(Sécularisation, Secularization, Säkularisation)は、し

かし多くの派生語がある。一般的に「世俗化」という用語は、世俗性、世俗主義の3種類として括られている。本稿では「世俗化」に限定しながら検討するが、この用語は研究者以外でも教会の関係者も相俟って同一辞典のなかでも対立した論説を展開することが多いと言われる(吉澤2006:61)。

さて、社会福祉学の分野の先行研究としては、「キリスト教の世俗化と社会福祉の生成」(木原1999:65-86)があるが、そこでは「世俗化」について、ベッカー(H. Becker), M・ウェーバー(M.Weber), ウィルソン(B.Wilson), ルックマン(T.Luckmann), 大村英昭などを援用し定義を整理している。

また松山は、「慈善主体の世俗化に関する一考察」(松山2005:81-107)において「世俗化」を「宗教の影響下にあった政治、法、教育などがその支配を脱し、世俗的な原理に基づいて再構成されることである。近代化とともに社会の中における宗教の影響力が弱まり、世俗的な思考・態度・勢力が強まっていくことを意味している」(松山2005:82)としている。

他領域の研究者が援用した世俗化概念の先行研究には、以下のようなものが示されている。例えばユルゲン・ハーバーマスのように「宗教、世俗性、寛容」というテーマで論じる場合もある。また、歴史的概念として本稿のように歴史的な事実を把握するような展開もある。例えば、そこでは、世俗化とは「教会財産の国有化、接収」を意味するとしている(吉澤2006:61)。そして1648年のヴェストファリア条約から1803年までは、「教会財産の接収」と言う意味で用いられたSäkularisationは、カトリック教会で本来別の意味をさす用語であった(Heckel,M 1980)。しかし、19世紀以降に、近代市民社会と世界史における人間のあり方という概念内容を備えるように転換するが、そこにはヘーゲルの存在は大きく影響していたと言う(Conze,W. 1980:S.812)。

このように世俗化という用語にまつわる概念としての整理は、「複雑で、容易に概括できない」。また世俗化の過程だけに言及したものでは、それが1806年の「神聖ローマ帝国の終幕」をSäkularisationの起点だとする論者の説もある(吉澤2006:63)。

一方でフランスの研究では、モーリス・バルビエやギー・アルシェなどのように政教分離との関連(Haarscher,G 1996:3-7), ヴェーユの『世俗思想史』, ジャン・ポーベロ『フランス世俗史』が基本書で

あるが、いずれも宗教的な世俗化をテーマとしたもので、本稿との関連は薄い(吉澤2004:61)。

本稿でのフランスの世俗化とは、以下に展開する「社会救済史」として検討するものであり、16世紀の始め、現在の市町村社会福祉センターの祖先ともいえる「救貧事務所」(Grand bureau des pauvres)がフランソワ1世により創設された時を世俗化の起点とするように社会救済の過程に限定するものである(Thévenét1998:29)。

しかしながら、世俗化の過程における象徴的な時期は、近代化と関連づけて見ても同様に、非常に不確定な要素がある。本稿では「近代」を論じるものではないが、それを包摂した世俗化の過程を概観することだけにとどめるものである。

## (2) 救済史観の変遷

救済史観の系譜における世俗化の過程は、次の2つの観点からたどる。

1つの観点は、宗教の世俗化の変遷は、「救済」に中心がおかれていることである。

その過程をキリスト教史との関連でいくつかの展開を見てみよう。世俗化の象徴的の典型は、フランス革命である。それは、例えば次のような「教皇庁」を頂点とする「カトリック教会と歴史的な縁を持つフランスの絶対王政の崩壊の過程」として変遷を提示できる。「フランス革命(1789年)、第一共和制(1792~1804年)、第一帝政(~1815年)、王政復古(~1830年)、七月革命(~1848年)、第二共和制(~1851年)、第二帝政(~1870年)、第三共和制(1871年~1940年)」である(工藤2007:7-8)。

また、社会救済の世俗化をテーマにした先行研究では、林が「絶対王政確立期の慈善と救済(16世紀初頭~17世紀末)、アンシャン・レジーム末期の社会救済(18世紀初頭から革命まで)、フランス革命当初の救貧施策(1789年)、フランス革命期の公的救済(~1791年まで)、パリ万国救済会議(1889年)」の5つの段階を示している(林1999:3~235)。

本稿では以上のような世俗化の変遷についての先行研究を踏まえて、それが明確に特定されるような「象徴的な時期」を次の観点に限定して概観する。

もう1つの観点は、本稿の課題として、前述した「象徴的な時期」とを対比して社会福祉の生成との関連を歴史的な系譜の中で「救済史観の世俗化」を概観すること

にある。したがって、救済の慈善が世俗化されるということであり、慈善から救貧行政へと16世紀頃から徐々に救済(福祉)が世俗化される次の3つの象徴的な時期に焦点を当てる。

1つは、まず救貧行政が成立する時期が挙げられるだろう。とりわけ宗教的な慈善組織が専横していた慈善事業(修道院等も含め)が、都市行政による救貧組織の再編により「世俗化」され一本化されていく過程として捉えられることである。

特にフランスの公的扶助とは、まずは行政組織の確立と法制度の整備によって確固たる基盤がつくれる。救貧行政が確立していく過程は19世紀から20世紀までの時期である。

2つは、救貧立法が成立する時期も挙げられるだろう。特にフランスでは、公的扶助立法は19世紀を通じて徐々に確立されていった。社会救済を国家保障との関連で国家責任と言うと、フランスにおいては、第三共和制が発端であり、公共団体の義務とされたのがこの時期なのである。ここで展開された権利義務の考え方がフランスの扶助請求権の1つの原点をなすものとしている(奥田1990:102)。

3つは、世俗化と社会思想史との関連する時期が挙げられるだろう。このことは、世俗化の過程についての象徴的な時期にあって、それを支えている社会思想的な背景との関連から捉えることである。フランスの社会福祉・社会保障の世俗化を社会の捉え方についての枠組の変容として検討すると、例えばフランスの特徴で国家との関連では、アンシャン・レジーム期での「博愛」(philanthropie)、フランス革命期での「友愛」(fraternité)、第三共和制時代での「社会連帯性」(solidarité sociale)、現代の「共に生きる」(vivre ensemble)などが挙げられる(林1999:iii)。以上3つの世俗化変遷過程について、林は「それぞれの時代の公私の慈善救済を点検すべき」だとしている(林1999:iii)。

また、世俗化理論を展開したホセ・カサノヴァは、「近代」との関連で世俗化を3つ示している。それは、「(1)宗教と政治・経済・科学その他とを分離するに至った、社会空間の構造的分離の増大、(2)宗教固有の領域内における私事化、(3)宗教的な信条・コミットメント・諸制度の社会的意義の低下」である(Casanova, Jose, 1994=1997)。またそれとの関連では、世俗主義との確執もあるだろう。それは、例えばタラル・アサドは、変遷過程について「1つには、ル

ネッサンスのヒューマニズムの教理まで、1つには、啓蒙主義の自然概念まで、また1つにはヘーゲルの歴史哲学まで」を世俗概念として考えるべきであるという (Asad, Talal 2003=2006:251)。

また田中は、フランスの貧困思想史を次のようないくつかの思想的な背景がある関連として構成している。それらは、「フランス社会問題の登場、社会経済学の展開、社会的共和主義、連帯主義」などである (田中 2006)。

しかしここでは、以上の社会思想史的な背景すべてを検討しない。次章から世俗化の過程についてのいくつかの象徴的な時期とその時代を支える社会思想的な背景との関連を検討する。

#### 4. フランスの慈善救済の世俗化

##### (1) 起源から中世まで

フランスの社会福祉 (Le service sociale) のなかでも、起源から中世までという慈善救済の歴史的な区分は、救済の内容から世俗化とは言えず、もっとも未分離の時代といえるだろう。専ら教会や修道院などのキリスト教の活動が活発であり、起源から中世までは、次のような宗教的慈善行為として支えられていた。

この時期、私人の奉仕活動である「古代における共同社会」での救済は、私人の施設保護が始まりであり、「隣人愛」(マタイ福音書22-37)による救済こそが信者にとって義務以上の「信仰」(コリント前書13-3)であり、自らが神によって救われる行為だと信じられていたのである (マタイ福音書19-21)。

まず「世俗化の起源」でいうとその特徴は、宗教的な行為からの分離であるが、6世紀頃までのキリスト教会の慈善事業が挙げられる。このような慈善事業が唯一の救済の担い手であった。「自らが神によって救われる行為」を行動の指針として、教会に参加する人々は自由意思の発揚 (ボランティア) から奉仕活動を行った。特にその担い手となった女性は「ディアコニス」と呼ばれ、貧しい人々の世話をした。

6世紀の初頭では、修道院が慈善事業の大きな役割を果たし、巡礼者や病人のための宿泊施設を設け、これらは後に病人や貧者を保護する施設へ発展していった。このようにこの時期の救済体系は、教会や修道院が主体となって行う伝統が17世紀に至るまで定着して構築されていったとされている。このように中世 (通説では、476年西ローマ滅亡後のゲルマン民族のフランク王国登場か

らの中世とされているが、他方キリスト教史の見地から540年頃ローマ教皇グレゴリウス1世即位とする説もある)における慈善事業は、聖書のアガペーの実践のようなキリスト教の教義と組織に結びついて実施されたものである (小田垣1995:76)。

特に567年のツール (Tour) での「宗教会議」において教会が実施する福祉活動の一般的規則が初めて定められ、各市に貧民救済が命じられた。世俗化の観点から言うと1つは「居宅福祉」の方法が普及されることになったことと2つは「救済施設や病院の整備」であった。

この時期の「行政」の執行としてみると、こうした時代を背景に、行政の権力者であるシャルルマーニュ (Charles Magne) 王 (在位768-814) は封建諸侯に対してそれぞれの領土内での「困窮者」を救済するように命じた。しかし、この命令は具体的な「行政実体」が実行されるものではなく、領土内で教会の奉仕活動の範囲のものであった。

他に中世におけるフランスの福祉制度の特徴は、やがて領主の活動や同業組合による行動も加わってくるようになり、行政福祉とバランスをとるようフランス社会特有の共済組合 (Mutualité) による相互援助組織の展開もある。それは近代国家成立後の「社会保障」(Sécurité Sociale) の特徴となって発展する。

##### (2) 中世末期からアンシャン・レジームまで

この時期の特徴は、中世からフランス革命前の教会や修道院等の聖職者が管理する施設が世俗化される時代である。16世紀までは、キリスト教の信仰に基づく、主として教会や修道会が運営する「慈善院」(Maison-Dieu) や「施療院」(Hôtel-Dieu) などの救貧施設における救済 (assistance) が実施されていたが、これはあくまでも任意的、慈善的な施策であった。この間、特に中世末までは慈善事業が宗教と結び付いたままなされていた。

中世末期からの特徴は、福祉活動の転換期である教会からの分離が挙げられる。それは特に、治安維持の必要性からもとめられたものである。この大きな理由は、大都市で「喜捨」を求める放浪者 (vagabondage) が喜捨の結果、逸楽な生活に耽り、さらに「乞食」団となって街を占領し、「強盗」等を行うようになった (林1999:12)。このため公権力が福祉活動に介入して、こうした「浮浪者」をなくして都市社会の安全な生活秩序を確立するために「公共の福祉行政」を展開する必要性が求め

られた。

1505年（ルイ12世統治下）に、パリの公的救済で特筆すべき世俗化として、救護施設<sup>2)</sup>の管理について全く部外者にとどまっていた世俗の権力者がこれに関与し始めることが挙げられる（林1999：8）。このような16世紀のフランスの時代背景には、政治的統一が萌芽しつつあり、慣習法が立法化され、封建制も解体へ向かう時期であった。

1516年、現在の「市町村社会福祉センター」<sup>3)</sup>の祖先ともいえる「救貧事務所」（Grand bureau des pauvres）がフランソワ1世により創設され、救済の世俗化（施政と宗教の分離）が進められたが、依然として任意的、慈善的な施策であった。この時代には被救済者の利益よりも公共の秩序の維持に重きが置かれていた（Thévenét1998:32）。特にこの時期が救済の世俗化の出発点であると理解されている（Thévenét1973:63, 林1999：15, 小野1989：213, Thévenét1998:247）。やがてこの救貧事務所を拠点とする組織が“Bureau de bien-Laisons”による「居宅福祉」の基本型になる（飯原1999：6）。

さらにルイ14世（Louis）時代には、王政活動として、貧しくて働けない「高齢者」と「障害者」を収容する「病院」（Hôtel de Dieu）を設置して「院内保護」を行い、17世紀には、フランスの大都市に必ずこの種の病院を設置する行政義務を負うことになった。また1768年には「放浪者収容保護施設」が行政命令（décrets）によって設置された（飯原1999：6）。

また中世における教会至上主義からの転換は、宗教界に影響を与える。それは、1つが「施設収容による救済」への運営、2つが組織的奉仕活動である「慈善婦人会」の組織化である。「組織的奉仕活動」という新しい福祉活動（bien faisance）が展開されるようになった。これが現在のボランティア福祉活動の原型となる（飯原1999：5）。

以上のようなアンシャン・レジームの時期の世俗化の特徴は、教会支配からの脱却ではあるが、全面的な分離ではない。例えば施療院では、部分的には、聖職者の役割（施設での精神的な指導）も残されているし、また教会が慈善事業を放棄するつもりもなく（1545年イタリアのトレントの宗教会議では司教らに慈善施設の適正管理の実施を呼びかけた）、むしろ世俗化に対抗したものであった（林1999：12）。

## 5. フランスの社会救済と世俗化

### （1）フランス革命から19世紀末まで

フランス革命当初の課題は、膨大な貧困者に対する生存権保障であった。そのような生活困窮者に対する救済策は、ルイ16世の命で男子に「土木作業所」、女子・子どもに「糸紡ぎ作業所」が開設された。これらの授産事業によって、月々約2万人以上の貧困者が救済された（林1999：100）。

また1793年の「人権宣言」（Déclaration des droits）は、この時期の公的救済の事業が国家や社会にとって重要な表明であった。それは「福祉を受ける権利」の確認と自立できない市民に対して「社会が負債を負う」と規定されたことによるものである。

特に、この人権宣言では、「公的扶助」は国家の神聖な責務であり、その適用方法は、「法令」（Loi, Ordonance）によって定めると宣明し、「共和国憲法」によっても国民の「被救済権」（droit au Secours）が認められている（飯原1999：7）。また、公的な概念が定着する基本として、1791年フランス憲法でも「公的救助」（Secours publics）の施策が開創されたが具体策としての制度・規定はほとんど実現されなかった（Thévenét1998:36）。

18世紀以降の社会思想は、革命から19世紀末までの変革期の「社会契約論」において「貧困は悪徳ではなく社会機構の欠陥とみなされる」とした啓蒙思想家ルソーの影響を受け、革命時には、救済の考え方に大きな変革がもたらされた。18世紀の基本思想としての「友愛」（philanthropie）、「連帯」（Solidarité）の基底に自由な市民権が確立されているのであり、自由な市民権による「社会契約」（Contrat Social）から成り立つ近代国家では第一の義務として、市民を「貧窮」から守るための制度が成立していなければならないと明記されていたのである（飯原1999：6）。

この時期の世俗化としては、革命政府の動向と教会と修道院の関係で、教会財産への介入が挙げられる。1789年を起点として行政が、教会を圧倒して、中央集権主義による救済行政の一環としてフランス福祉体系が発足したもので、慈善の救済から行政の救済への世俗化がここに見られる。具体的には、革命政府が国家財政の危機を救う一助に教会の資産を処分することを考え付いたとも考えられる（林1999：140）。

これには絶対王政と絶えず手を携えてきた聖職者の力を削ぐことは革命の成否に深く関わることであった（林

1999:140)。「すべての教会財産は、礼拝の経費、その執行人の維持および貧者の救済を用意するという条件で、州の監督のもとに、その指示にしたがって、国民の処分のもとにおかれる」(森安2002:134~136)という文書で、教会と修道院の財産を没収した。

このような施策は、翌年の修道院の廃止令と聖職者民事基本法とともにカトリック勢力を抑えるのに効果を発揮したが、各地で反発と混乱をまねいた。これはまさに国家の世俗化の象徴的な事例である。

## (2) ベル・エポックから社会連帯思想まで

19世紀から20世紀初頭の時期は「ベル・エポック」と呼ばれるフランスの経済発展の時代である。この経済発展は、労働者層と被救済者層の間に一層の格差をもたらした。このことは相対的貧困を生み出し、その余剰で貧困者などへの在宅救護が実施されるようになった。

特に1893年から1913年にかけて高齢者、廃疾者、貧困者等を対象とする市町村単位の「公的救済」がそれぞれの法律ごとに制定され、現代の「社会扶助」(aide sociale)の原点が発足したのである(飯原1999:7)。これは、財政的な救済を国家が実施する福祉の世俗化の「原点」として捉えられる。

19世紀に入り、「ナポレオン法典」(Code civil)によって、個人の財産権の保障と私的自治を原理とした法体系の下に、経済思想民主主義が支配的となる。同時に1805年刑法典は、「浮浪禁止」の条文をおくことによって、「貧困問題」は「治安問題」として対応された(飯原1999:7)。

1889年には第4回パリ万国博覧会開催中に、第1回パリ万国救済会議が開催された。この目的は公的救済の発展に関わる諸問題の論議のために世界の研究者をパリに招集することであった。会場は、アンバリッド大通りの国立盲障害児研究所で、各部会は「一般公的救済部会、児童救済部会、病院・施設・在宅救護部会、精神病患者・公益質屋部会」であり報告がなされた。特に組織委員会の基調報告と討論の問題は、「第1問・公的救済はどの程度義務的性格を持たねばならないか、第2問・慈善組織はどうあるべきか」など計4問が議論された(林1999:248)。

ベル・エポックの時代背景のなかで、また20世紀から大戦までの「共済組合」の発展は、フランスの社会保障の特徴であったが、そのなかでも「社会連帯」(Solidarité social, Solidarité du devoir)は、従来の貧

困像の絶対的貧困から相対的貧困(国民間の生活と所得の格差)を埋め合わせる政治的な社会理論としてその思想的基盤となっていった(林1999:236)。

この社会連帯は、フランスで1890年代半ばにレオン・ブルジョワによって唱えられた政治的イデオロギーである(Castel,R 1995:444-446)。ここでは、世俗化との関連で社会連帯を関連づけると、1910年の「退職年金法」の基底には、「近代社会の進展と意識の変革」による影響が指摘されている(飯原1999:8)。社会連帯の概念は、むしろ社会学のデュルケムのキーワードでもあったが、時代をたどると、第2帝政では、「友愛」に代わる「科学的」な概念として語られ、第3共和制ではレオン・ブルジョワの『連帯』(1896年)によって一般に普及し、「社会保険の義務化を正当化する役割を果たし、第二次世界大戦後も『福祉国家』を基礎づける概念として常に参照され、定着されていった」(田中2006:178)。

ところで、社会連帯という概念は、世俗化のそれと同様にきわめて多義的で多様に用いられている(Zeldin,T 2003:424)。19世紀までは、主として「貸貸や負債にかかわる法的な共同責任関係を指していたが、それが政治思想に導入され、法的関係を越えた規範的な意味を帯びようになった」(田中2006:178)。近年のフランスでは、連帯の思想を「保険としての社会(Société assurancielle)」という新しい捉え方をもたらした思想と解釈する研究潮流がある(田中2006:178)。いずれにしても、この用語はイデオロギーから単に「文化」を表現したものまでと多義的な側面がある。そして世俗化との関連では、宗教的慈善からテーマが移り、社会保障のあり方が個人と国家に向けられたことから見ると、国家を支えるイデオロギーが変容したものと言えるだろう。

世俗化をテーマにすれば、この19世紀後半から20世紀初頭までの時代を設定するのは、前述したフランス社会思想上の変化の中心的なものが連帯思想にあるだろう。

## (3) ラロック計画時代

社会救済史として世俗化をめぐる過程を概観するというテーマでは、ここで前節の「社会連帯」と「公的扶助(社会扶助)」の制定による整理ができるだろう。

また第二次世界大戦終結以降では、社会保障制度の一般化と統一、及び全般的社会福祉の整備に向かう時代である。この時代は、まさに世界史的な規模での社会保障

の時代に突入するが、フランス独自の制度化に至る過程がある(Barbier, J.C 2004=2006:60)。

1942年に発表されたイギリスのベヴァリッジ報告の影響を受け、全国民を貧困と疾病から守るための国家的連帯の確立を理念として、一般化と統一に向かう社会保障制度の計画が検討されたのが、「ラロック報告」であった。構想の基本は、社会保障の「一般化」と金庫の「一元化」という当事者の自主管理であるが、労働組合や共済組合の反対によって失敗に終わった。これもフランスの特徴で戦後のフランスの福祉国家は、戦前の体制の基本的性格を引き継ぎ、職域ごとの保険<「職域的連帯」(solidarité professionnelle)>を基盤としながら、国家による財政補完と最小限の「公的扶助」を組み合わせることで「国民的連帯」(solidarité nationale)を実現しようとしたものであった(田中2006:258)。この「公的扶助」救済(assistance)は社会保障制度の発展に伴い、社会保障制度とのよりよい整合を図り、適用条件、手続き等の統一と単純化等を目的とした1953年の「デクレ(décret)」により、その名称が「社会扶助(aide sociale)」と改められた。

ラロック報告が作成された時点のフランスの制度は医療、年金等に関する社会保険、労災保障制度、家族給付制度が並立しており、しかもそれぞれの保険機関は不統一できわめて多様なものになっていた。適用対象の面からみても、家族給付はほぼ全国民を対象とするものになっていたが、社会保険は労働者保険としての性格を残しており、農業従事者、自営業者等は対象とされていなかった。また、全国的な集団協定により失業に対する義務的保険が組織されたのは、ようやく1958年になってからである。

以上、フランスの社会保障制度の世俗化の歴史に簡単に触れてきたが、その発展を通じて根底には「社会連帯」という考え方が存在し、当初累進所得課税、ついで共済保険、さらに社会保障制度として具体化されてきた。しかし、社会保障による経済的・職業的連帯にも自ずと限界があるため、1981年の地方分権化以降は、国民的連帯と地域的連帯が強調され、国庫負担の国の社会福祉事業と地方独自の財源で賄われる県及び市町村の社会福祉事業が整備されてきている。

フランスの「公的扶助」つまり、「社会扶助」が誕生した背景には、19世紀末から20世紀にかけて近代的な社会保障制度との関連が重要である。特に「社会扶助」(aide sociale)が登場したのは、1956年の「家族及び

社会扶助に関する法典」(Code de la famille et de aide sociale)の制定によって確立したのである。

## 6. おわりに

以上、フランスの公的救済の世俗化の過程を概観してきた。特に、フランスの独自性で言えば、カトリックの世俗化過程と社会福祉の生成との関連は重要である。この歴史的系譜における世俗化の過程のなかで、世俗化研究と社会福祉の関連の提示を課題としたが、カトリックとの政教分離には言及していない。以下に社会福祉の生成との関連について課題の整理として提示する。

世俗化研究と社会福祉の関連について、例えば木原は、「世俗化の概念と社会福祉の形成は、緊密な関係にあるどころか、結論的にいえば、社会福祉の概念は一方でキリスト教の世俗化の歴史的副産物として生成したといえる。世俗化を脱宗教化あるいは脱慈善化の過程として捉えるならば、それは現代の社会福祉の生成と直結しているのである」と言う(木原1999:67)。

社会福祉の生成との関連は、世俗化という概念自体の拡大解釈ではなく、世俗化の本質が社会福祉の核心と結びつくこと、すなわち宗教的な私的慈善から公的な社会救済へと変遷する系譜をたどることの意義の必然性を求めることが課題である。特にフランスの独自の国家介入の排除と表裏一体感のある世俗化の意義は、社会福祉史の機軸として再評価できるという確信を歴史から取り出すことによってもたらされるだろう。その意味で、本稿で取り出した象徴的な時期とは、同時に物乞いや捨て子や、病人や貧困者の生存が脅かされる時期でもある「社会変動期」である(林1999:iii)。その時期にこそ、世俗化の過程が確認されるのであり、フランスの国家と国民が貧困者などへの改革が要請され、「社会救済」として努力を重ねて行った象徴的な時期であると捉えられる。

## 注)

- 1) 1905年に「政教分離法」として法制化される概念としてのlaïcitéは、1887年 Ferdinand Buisson, Dictionnaire de pédagogie et d'instruction primaireに初めて登録された。(Alain Renaut, Alain Touraine, 2005, 19)
- 2) パリ施療院(Hôtel-Dieu de Paris)は、サン・ランドリーによって651年に設置された救護施設である。
- 3) 救貧事務所から市町村社会福祉センターへの代わっていく



過程をたどることも世俗化の過程を確認する上では重要である。日本での市町村 (commune) のように、フランスでは市町村における保健・社会活動を担当する市町村独自の組織が存在しない。一般的には、市町村長が保健活動を行う一方で、市町村社会福祉センターが社会福祉サービスの実施と調整を行っている。1953年以前には、市町村レベルにおいて二つの組織が存在していた。一つが任意の救済を行っていた「慈善救済事務所」(Bureau de bienfaisance) であり、もう一方が法定救済を担当し、設置が義務付けられていた「救済事務所」(Bureau d'assistance) であった。1953年の社会扶助の改革により、これらの二つの事務所は統合され、「社会福祉事務所」(bureau d'aide sociale) となった。その後、1986年1月6日の法律によりその名称が変更され、「市町村社会福祉センター」となった。

#### (引用・参考文献)

- Alain Renaut, Alain Touraine (2005), Un débat sur la laïcité, Stock.
- Jean-claude Barbier&Bruno Theret (2004) Le nouveau système français de protection sociale ; La Decouverte. (=2006中原隆幸・宇仁宏幸・神田修悦他訳「フランスの社会保障システム」ナカニシヤ出版)
- Jean Baubérot (2000), Histoire de la laïcité en France, PUF, 《Que sais-je?》n°3571, 4 édition.
- Coze, Werner. Martin Heckel, Säkularisierung. Staatskirchenrechtliche Aspekte einer umstrittenen Kategorie, in der Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, 97. Bd., Kanonistische Abt.66, 1980, S.790~791.
- 林 信明 (1992) 訳によるアメデ・テヴェネ著『保健医療と福祉の制度』京都・法政出版 (第2版) 巻末にある「訳者あとがき」116-126頁
- 林 信明 (1999) 『フランス社会事業史研究』ミネルヴァ書房
- Guy Haarscher (1996), La laïcité, PUF, 《Que sais-je?》n°3129.
- Martin Heckel, Säkularisierung. Staatskirchenrechtliche Aspekte einer umstrittenen Kategorie, in der Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, 97. Bd., Kanonistische Abt.66, 1980, S.1~163.
- 飯原久弥 (1999) 「フランス社会保障の特徴の考察」『いわき明星大学人文学部紀要』, 5-29.
- 木原活信 (1999) 「キリスト教の世俗化と社会福祉の生成」嶋田啓一郎監修『社会福祉の思想と人間観』65-86.
- 工藤庸子 (2007) 『宗教VS. 国家——フランス<政教分離>と市民の誕生』講談社現代新書.
- 松川 毅 (2005) 「慈善主体の世俗化に関する一考察」現代福祉研究, 第5号, 81-107.
- 森安達也 (2002) 『近代国家とキリスト教』平凡社.
- 奥田香子 (1990) 「フランスの公的扶助制度確立に関する一考察(1)」『大阪市立大学法学雑誌』第37巻第1号, 100-118.
- 小田垣雅也 (1995) 『キリスト教の歴史』講談社学術文庫.
- 小野暁史 (1989) 「第9章 社会扶助」社会保障研究所『フランスの社会保障』東京大学出版会, 213-221.
- Pierre Rosanvallon (1995), La nouvelle question sociale : repenser L'État-providence, Paris, Seuil (=2006北垣徹訳『連帯の新たなる哲学』勁草書房) .
- Castel, Robert (1995) Les métamorphoses de la question sociale. Une chronique du salariat, Fayard.
- 島藪 進 (2002) 「世俗化 (secularization)」大貫隆・名取 二郎・宮本久雄他編『岩波キリスト教辞典』676.
- Paugam, Serge (1993) La société française et ses pauvres. L'expérience du RMI, PUF.
- 田中拓道 (2006) 『貧困と共和国—社会的連帯の誕生—』人文書院.
- Theodore Zeldin (2003) Colère et politique. Histoire des passions française (1848-1945), Tome IV, Petite Bibliothèque Payot.
- Thévenet, Amédée (1984) L'aide sociale aujourd'hui, 5e., Les éditions ESF. (=1987林信明訳『現代フランス社会福祉』相川書房) .
- Thévenet, Amédée (2004) Les institutions sanitaires et sociales de la France, Coll 《Que sais-je?》n°50901, 6édition. (=1992林信明訳『保健医療と福祉の制度』京都・法政出版, 第2版)
- Thévenet, Amédée (1973) L'aide sociale en France, PUF, 《Que sais-je?》n°1512.
- 都留民子 (2000) 『フランスの貧困と社会保護』法律文化社.
- 富永健一 (1998) 『マックス・ヴェーバーとアジアの近代化』講談社学術文庫.
- 吉澤 昇 (2004) 「近代公教育原理『世俗性』と現代ドイツ・フランスの宗教教育(2)世俗性の歴史的要因」東京大学大学院教育学研究科 教育学研究室 研究室紀要第30号, 135-144.
- 吉澤 昇 (2006) 「近代公教育原理『世俗性』と現代ドイツ・フランスの宗教教育(4)ドイツの世俗化, 世俗性, 世俗主義」

社会福祉学部研究紀要 第12号

東京大学大学院教育学研究科 教育学研究室 研究室紀要第  
32号, 61-70.